

## 学術システム研究センター研究員選考基準

### 1 研究員の資格要件

次のすべての要件を満たすこと。

- 一 優れた学識経験を有し、審査・評価業務に対し、独立して、公正かつ適切な判断が可能な者
- 二 科学研究費補助金を研究代表者として受けた経験のある者
- 三 所属する機関の長が推薦する者

### 2 研究員の選考基準

#### (1) 研究員に必要な資質

- 一 優れた研究能力を有すること。  
優れた研究業績を有し、現在の研究活動状況等から、十分な研究能力を有すると判断できる者
- 二 専門分野を中心に学術研究に関する幅広い識見を有すること。  
特に、主任研究員については、学術全般に関する高い識見を有すること。
- 三 公正かつ適切な判断が期待できること
- 四 意欲があり、積極的な協力が期待できること。

#### (2) 選考における留意点

資質面での評価を重視した上で、次の点も考慮する。

- 一 主任研究員(任期3年)については、公平性と適切性を確保するために、前任主任研究員と継続して同一の大学からの選任を避けるとともに、原則として、前任の主任研究員と継続して同一分科(領域・分野)から選任することを避けるものとする。
- 二 専門研究員(任期3年)については、公平性と適切性を確保するために、前任専門研究員と継続して同一の大学からの選任を避けるとともに、原則として、前任の専門研究員の専門分野から選任することを避けるものとするが、当該分科(領域・分野)について、幅広く見渡すことができる者が望ましい。
- 三 任期終了後、研究機関において継続して研究することが望ましい。
- 四 各機関が同一分野に複数名推薦している場合には、当該機関が付した優先順位をなるべく尊重する。
- 五 国・公・私立大学、大学共同利用機関、独立行政法人研究所、及び国立研究所など研究員の所属する機関の設置形態のバランスに配慮する。
- 六 地域的なバランスにも配慮する。
- 七 女性研究者に対する配慮を行う。